

1 学校のいじめ防止基本方針の目的

学校におけるいじめの防止等（未然防止・早期発見・早期対応）の取組が、組織的かつ計画的に実施されるようにすること

2 学校のいじめ防止基本方針の内容

(1) 本校のいじめの問題に対する考え方

- 「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為」「いじめはどの子どもにも、どの学校・どの学級でも起こりうる」という意識
- いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条から）
「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等の一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットや携帯電話を利用して行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの（心身の苦痛を感じない場合にも適切に対応する）をいう。また、いじめがおこった場所は学校内外を問わない。
- 児童間でトラブルが発生した場合、お互いに心理的又は肉体的な影響を与える行為を行っていたとしても、喧嘩両成敗的な指導は行わず、いじめ事案として対応していく。
- いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
①いじめに係る行為が止んでいること。（少なくとも3か月を目安とする）
②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- 毎年実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の集計過程で、いじめの認知件数が零であった場合は、当該事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないか確認する。
- ◎「いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告を踏まえた対応について」
(平成30年3月26日 文部科学省通知)
いじめは単に謝罪をもって安易に解消とせず、
①いじめに係る行為が3ヵ月以上止んでいること。
②被害児童が苦痛に感じないこと等を適切に見定め、判断するようにする。

(2) 組織（校内いじめ問題対策委員会）の設置

ア 構成員

組織の名称		校内いじめ問題対策委員会（生徒指導委員会）		
組織の構成員	教職員	職名等	分掌等	校内での役職名
		校長		
		教頭		
		主幹教諭		
		教諭	生徒指導担当	児童支援部部長
		養護教諭	健康・環境部	
		教諭		各学年代表
		教諭（講師）		事案の当該担任
外部専門家等	SC・SSW			
	学校支援専門員			
	学校医			

イ 役割

- 年間計画の作成、相談・通報の窓口、情報の収集・記録、いじめの判断、対応方針の決定、PDCAサイクルの検証等

(3) 関係機関との連携

- 警察への相談・通報
- 嘉麻市教育委員会
- 嘉麻市教育研究所
- 要保護児童対策連絡協議会山田部会

(4) 報告体制

- いじめの報告体制 (別紙1参照)

(5) 教員研修

- 学校いじめ防止基本方針の共通理解を図る研修会の実施
- 「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用した研修会の実施
- 専門家を招聘した研修会の実施

(6) いじめの防止、いじめの早期発見・いじめへの対処への取組 (取組の実施組織・年間計画)

ア いじめ未然防止の取組

- 生徒指導の視点に立つ授業作り
- 社会性の育成に向けた取組
- 児童会活動等の特別活動の推進
- 山田の自然に学ぶ体験活動の推進

イ いじめの早期発見の取組

- 「いじめ・人間関係トラブルの早期発見チェックポイント」や「ダイジェスト版」等を活用した早期発見の取組の実施
- 「学校生活アンケート」の月1回の実施
- 同学年会での生活アンケートの交流
- 相談ポストの設置及び活用
- 「家庭用チェックリスト」や「家庭向けリーフレット」等を活用し家庭と連携した早期発見の取組の実施
- 年間計画の作成 (別紙2参照)

ウ いじめの対処の取組

- いじめに対する基本姿勢
- 1次・2次・3次対応による支援と指導等 (別紙3、別紙4参照)
(いじめを受けた側への支援、いじめを行った側への指導、保護者への助言)
- いじめ発生後の見守り (3ヵ月は必ず) …一覧表の活用
- 嘉麻市教育委員会・嘉麻市教育研究所・県と連携したいじめ問題学校支援チームの活用
- 警察等との連携 (通報)
- スクールサポーターの活用

(7) ネット上のいじめ対応

- 情報モラル教育の実施
- 保護者と学ぶ規範意識育成事業の実施

(8) 教育相談体制の整備

- 特別支援教育に関わる教育相談の実施
- 子どもホットライン24等の相談窓口の周知

(9) 保護者・地域等への働きかけ

- 学校いじめ防止基本対策方針の周知
- PTAと連携した保護者啓発の実施
- いじめに特化した家庭用リーフレットやチェックリストの活用

(10) 取組状況の評価

- 各学期の取組を評価分析

(11) 学校評価・学校関係者評価

- 学校いじめ防止基本方針に位置付けられた PDCA サイクルに基づく。
- 学校評価項目への位置付け

3 重大事態について

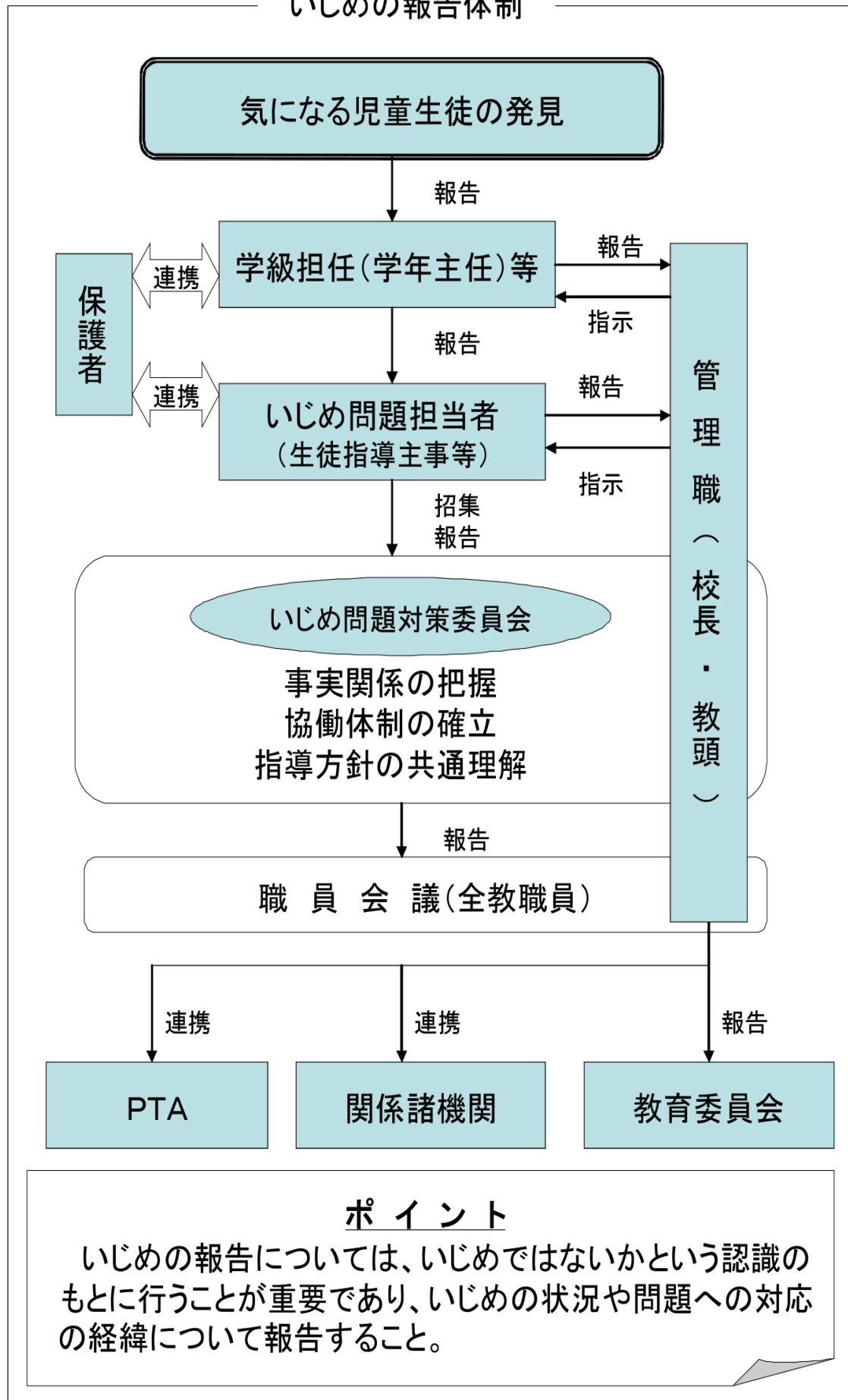
(1) 重大事態の意味

- いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態への対処

- 学校いじめ問題対策組織、第三者の専門家とともに、調査を行い、事実関係も明確にする。
- 事実関係の調査とは、いじめの行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係、学校や教職員の対応についての事実関係を網羅的に明確にする。
- いじめの再発防止のため、被害者児童の背景事情の把握だけでなく、加害児童がいじめを行った理由も把握する。それまでの人間関係や固有の事情を含めた背景にも目を向け、特別に配慮が必要な点について留意する。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家とも連携して、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す指導を行なっていく。

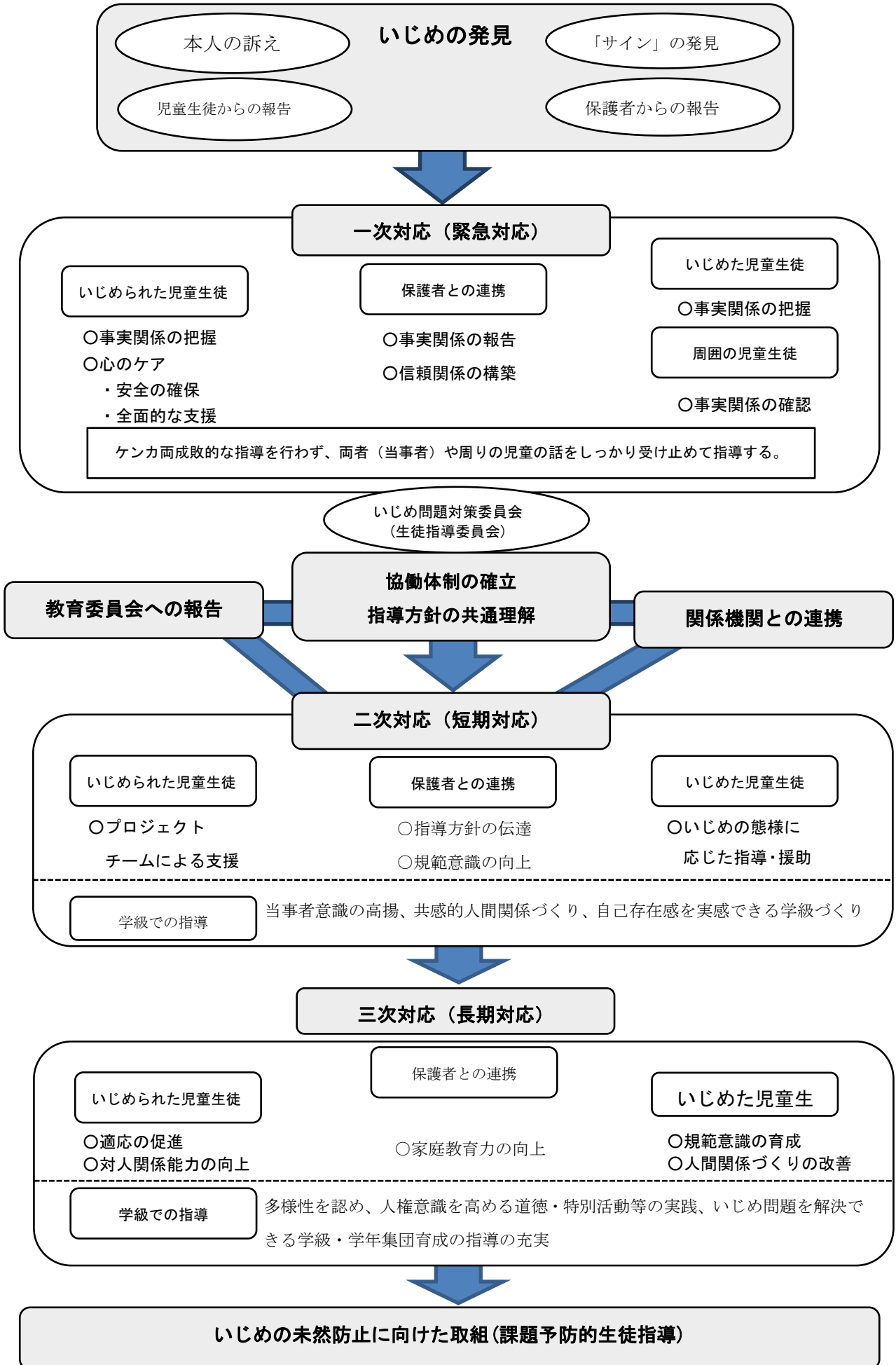
いじめの報告体制



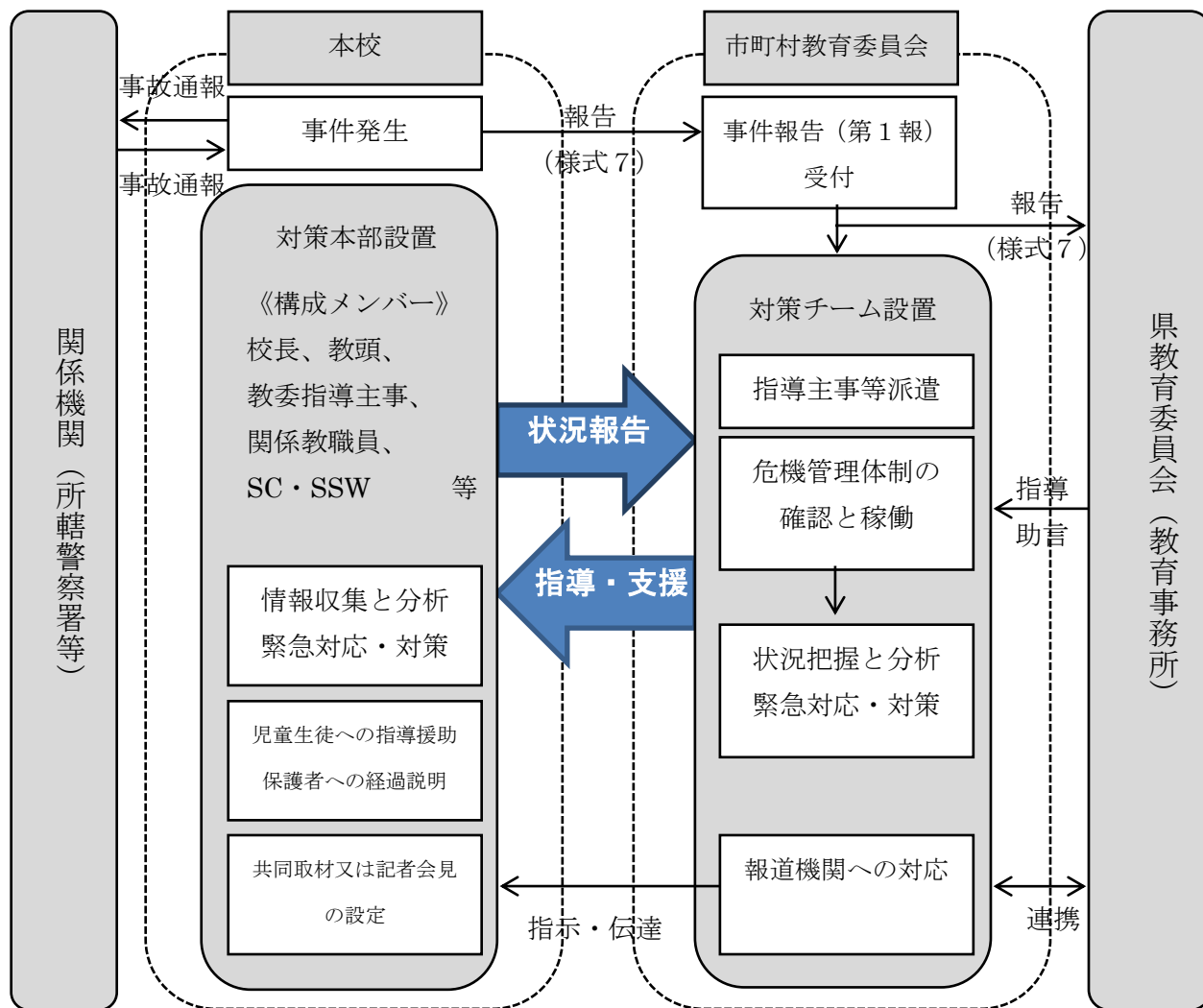
○ 年間計画

月	課題早期発見対応の取組 (◇月1回)(●常設)	学校の組織的指導体制の整備 (*月1回以上)	いじめに対応する教育活動の推進(発達支持的生徒指導) (●年間)	評価・分析の取組
4月	・「いじめの定義」と「報告の在り方」の児童生徒への周知 ◇「学校生活アンケート」等 児童生徒理解のための調査 ・アンケートをもとにした個人面談 ●相談ポスト	*生徒指導委員会 ・「いじめの定義」と「報告の在り方」等の職員研修①	●いじめを生まない教育活動を推進するための基盤づくり	
5月	◇「学校生活アンケート」等 児童生徒理解のための調査 ・アンケートをもとにした個人面談	*生徒指導委員会 ・児童生徒理解のための職員会議		
6月	◇「学校生活アンケート」等 児童生徒理解のための調査 ・アンケートをもとにした個人面談	*生徒指導委員会	・家庭・学校において、いじめ撲滅への啓発・早期発見のため「保護者用いじめチェックリスト」の配付	
7月	◇「学校生活アンケート」等 児童生徒理解のための調査 ・アンケートをもとにした個人面談	*生徒指導委員会		
8月		・SC等の専門家を招聘した研修会 ・特別支援教育の視点にたつ児童生徒理解の研修会		・1学期の取組を評価・分析
9月	◇「学校生活アンケート」等 児童生徒理解のための調査 ・アンケートをもとにした個人面談	*生徒指導委員会 ・「いじめの定義」と「報告の在り方」等の職員研修②		
10月	◇「学校生活アンケート」等 児童生徒理解のための調査 ・アンケートをもとにした個人面談	*生徒指導委員会		
11月	◇「学校生活アンケート」等 児童生徒理解のための調査 ・アンケートをもとにした個人面談	*生徒指導委員会	・いじめに関する学習(道徳) ・「いじめ早期発見・早期対応リーフレット(家庭向け)」の配付	
12月	◇「学校生活アンケート」等 児童生徒理解のための調査 ・アンケートをもとにした個人面談	*生徒指導委員会	・性に関する指導	・2学期の取組を評価・分析
1月	◇「学校生活アンケート」等 児童生徒理解のための調査 ・アンケートをもとにした個人面談	*生徒指導委員会 ・「いじめの定義」と「報告の在り方」等の職員研修③		
2月	◇「学校生活アンケート」等 児童生徒理解のための調査 ・アンケートをもとにした個人面談	*生徒指導委員会		・年間の取組を評価・分析
3月		*生徒指導委員会	・多様性を認める性に関する指導	

○ 対応の手順（例）



○ 重大事案の際の危機管理マニュアル



重大事案の場合は、事件・事故発生後、速やかに市町村委員会に電話等で連絡する。紙面については、「生徒指導上の諸問題に関する調査」(月例報告)の様式7で連絡する。

